

# 宅地建物取引業者変更届一覧

令和6年3月1日現在

届出事項	添付書類		関連する他の届出等
	法人	個人	
① 商号、名称の変更	○商業登記の履歴事項全部証明書	○なし	・免許証書換え交付申請書 ・宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(勤務先変更)
② 代表者の変更 (個人の場合は不可)	○誓約書(様式第2号添付書類(2)) ○専任の宅地建物取引士設置証明書(様式第2号添付書類(3)) ○市町村長が発行する身分証明書 ○法務局が発行する登記されていないことの証明書 ○略歴書(様式第2号添付書類(6)) ○商業登記の履歴事項全部証明書	○なし	・免許証書換え交付申請書
③ 事務所の移転 (主たる事務所) (従たる事務所)	○事務所を使用する権原に関する書面(様式第2号添付書類(5)) (建物の全部事項証明書又は賃貸借契約書(写し)等を添付) ○案内図 ○事務所の写真(内・外部等) ○専任の宅地建物取引士設置証明書(様式第2号添付書類(3)) ○商業登記の履歴事項全部証明書 ※従たる事務所は、登記している場合のみ	○事務所を使用する権原に関する書面(様式第2号添付書類(5)) (建物の全部事項証明書又は賃貸借契約書(写し)等を添付) ○案内図 ○事務所の写真(内・外部等) ○専任の宅地建物取引士設置証明書(様式第2号添付書類(3))	【主たる事務所の場合】 ・免許証書換え交付申請書
④ 事務所の新設 (従たる事務所)	○誓約書(様式第2号添付書類(2)) ○宅地建物取引業に従事する者の名簿(様式第2号添付書類(8)) ○市町村長が発行する身分証明書 ○法務局が発行する登記されていないことの証明書 ○事務所を使用する権原に関する書面(様式第2号添付書類(5)) (建物の全部事項証明書又は賃貸借契約書(写し)等を添付) ○案内図 ○事務所の写真(内・外部等) ○略歴書(様式第2号添付書類(6)) ○商業登記の履歴事項全部証明書 ※登記している場合	○誓約書(様式第2号添付書類(2)) ○宅地建物取引業に従事する者の名簿(様式第2号添付書類(8)) ○専任の宅地建物取引士設置証明書(様式第2号添付書類(3)) ○市町村長が発行する身分証明書 ○法務局が発行する登記されていないことの証明書 ○事務所を使用する権原に関する書面(様式第2号添付書類(5)) (建物の全部事項証明書又は賃貸借契約書(写し)等を添付) ○案内図 ○事務所の写真(内・外部等) ○略歴書(様式第2号添付書類(6))	・⑥ ・⑧ ・宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(勤務先変更)
⑤ 従たる事務所の廃止 (支店・営業所等)	○専任の宅地建物取引士設置証明書(様式第2号添付書類(3)) ○商業登記の履歴事項全部証明書 ※登記している場合	○専任の宅地建物取引士設置証明書(様式第2号添付書類(3))	・宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(勤務先変更)
⑥ 役員、政令使用人の 就任・交代	○誓約書(様式第2号添付書類(2)) ○専任の宅地建物取引士設置証明書(様式第2号添付書類(3)) ○市町村長が発行する身分証明書 ○法務局が発行する登記されていないことの証明書 ○略歴書(様式第2号添付書類(6)) ○商業登記の履歴事項全部証明書 ※政令使用人は、登記している場合のみ	○誓約書(様式第2号添付書類(2)) ○専任の宅地建物取引士設置証明書(様式第2号添付書類(3)) ○市町村長が発行する身分証明書 ○法務局が発行する登記されていないことの証明書 ○略歴書(様式第2号添付書類(6))	【役員、政令使用人が宅地建物取引士資格を有し、従事者として登録している場合】 ・宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(勤務先変更)
⑦ 役員、政令使用人の 退任	○専任の宅地建物取引士設置証明書(様式第2号添付書類(3)) ○商業登記の履歴事項全部証明書 ※政令使用人は、登記している場合のみ	○なし	
⑧ 専任の宅地建物取引士の 就任・交代	○専任の宅地建物取引士設置証明書(様式第2号添付書類(3)) ○市町村長が発行する身分証明書 ○法務局が発行する登記されていないことの証明書 ○略歴書(様式第2号添付書類(6))	○専任の宅地建物取引士設置証明書(様式第2号添付書類(3)) ○市町村長が発行する身分証明書 ○法務局が発行する登記されていないことの証明書 ○略歴書(様式第2号添付書類(6))	・宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(勤務先変更)
⑨ 専任の宅地建物取引士の 退任	○専任の宅地建物取引士設置証明書(様式第2号添付書類(3))	○専任の宅地建物取引士設置証明書(様式第2号添付書類(3))	・宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(勤務先変更)
⑩ 姓名の変更 (代表者、役員、 政令使用人、専任の 宅地建物取引士)	○戸籍抄本 ○商業登記の履歴事項全部証明書 ※政令使用人は、登記している場合のみ ※専任の宅地建物取引士のみ場合は不要	○戸籍抄本	【代表者の場合】 ・免許証書換え交付申請書  【専任の宅地建物取引士の場合】 ・宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 ・宅地建物取引士証書換え交付申請書

※1 変更があってから30日以内に提出してください。

※2 各申請書、添付書類を1セットにし、3部提出してください。(受付時、1部返却します。)

※3 「市町村長が発行する身分証明書」、「法務局が発行する登記されていないことの証明書」を添付する場合は、1部(正本)にのみ添付して下さい。  
(他の2部にコピーの添付は不要です。)

※4 この一覧は、令和6年3月1日現在のものです。添付書類等に変更が生じる場合もありますので、ご了承願います。